

善の施行を嘆願するものもあつた

| 年数別   | 支給日数 |
|-------|------|
| 一ヶ年未満 | 三〇   |
| 二ヶ年   | 五〇   |
| 三ヶ年   | 一〇〇  |
| 四ヶ年   | 一三〇  |
| 五ヶ年   | 一六〇  |
| 六ヶ年   | 一九〇  |
| 七ヶ年   | 二三〇  |
| 八ヶ年   | 二七〇  |
| 九ヶ年   | 三一〇  |
| 十ヶ年   | 三五〇  |

三、養育委員會設置の件

称等は會社が決議する事故の処罰に對しては決して不合理のものとも思つては居らぬものがあるが、今後の交通事故の頻發を考ふる時は、此処に罰委員會の設置を必要と認め、重収へ嘆願するものがある。

四、停車場積荷促進の件

十二月八日の嘆願に及ばまいた停車場事故の件は、殊とせられ、誠意を専ら、又参考の資にせられ、たすは喜ばしい事があるが、

調査の完結を期せられ、乗務者と土他民の融合を、一日も早く計られ、人心を再嘆願するものがある。